

議会運営委員会

令和7年2月14日（金曜日）午前9時58分開会

出席委員（9名）

委 員 長	鈴 木 伸 彦
委 員	益 子 丈 弘
委 員	平 山 武
委 員	中 村 芳 隆
委 員	小 島 耕 一

副 委 員 長	森 本 彰 伸
委 員	星 宏 子
委 員	相 馬 剛
委 員	室 井 孝 幸

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議 長 山 形 紀 弘

副 議 長 眞 壁 俊 郎

説明のための出席者（6名）

市 長	渡 辺 美知太郎
副 市 長	藤 田 一 彦
総 務 課 長	後 藤 明 美
行政担当G L	三 宅 和 幸

副 市 長	瀧 口 晃
総 務 部 長	後 藤 修
総務課長補佐	佐 藤 吉 将

出席議会事務局職員

事 務 局 長	高 久 修
議事課長補佐 兼庶務係長	小 高 久 美
主 査	石 田 篤 志

議 事 課 長	岩 波 ひろみ
議事調査係長	長 岡 栄 治

議事日程

1. 開 会
2. 挨 拶
 - ・ 委員長
 - ・ 議長
 - ・ 市長

3. 協議事項

(1)令和7年3月那須塩原市議会定例会議について

(2)3月定例会議の対応について

(3)那須塩原市議会の個人情報の保護に関する条例施行規則について（廃止、制定）

(4)那須塩原市議会議員政治倫理条例施行規則について（廃止、制定）

(5)那須塩原市議会基本条例に規定する議会の議決事件を定める規則について（廃止、制定）

(6)那須塩原市議会情報公開条例施行規則について（廃止、制定）

(7)その他

4. 閉 会

開会 午前 9時58分

◎開会の宣告

○鈴木委員長 ほぼ定刻の時間となりましたので、議会運営委員会を始めたいと思います。

開会に先立ちまして、傍聴希望者がおりますので、議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としております。また、委員会条例第17条及び先例に基づきこれを認めます。

◎挨拶

○鈴木委員長 では、次第2番のパート2にいきたいと思います。

皆さん、おはようございます。

お忙しい中、そして、最近のこの寒い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

もう2月になりました。1年前から振り返りますと、去年は能登半島の震災でございましたが、今年は八潮市の道路陥没事故がございました。あれを見ると、やはり公共施設の老朽化ということについて、改めて認識をまた持たれたのではないかと考えております。

また、今日は2月14日ということで、皆さん、何の日か分かると思うけれども、バレンタインデーでもありますね。若い頃、ちょっとドキドキするような甘い思い出がある方もいらっしゃるのではないかと思います。今日の下野新聞などにも若い人の恋愛観とか結婚観が変わってきて、バレンタインでも何か渡したりすることが減ってきていると。昔は義理チョコなんかもあったわけですが、最近はそれも減ってきていると。そうすると、人の交流とか、人の希薄化なんかが進んでいるのではないかということ、こういったこ

とも少子化にもつながりますので、やはり行政の真意が求められている時代かなと感じたりもしております。

ところが、バレンタインデーの話ではあるんですが、バレンタインのお返しというのはキャンディーが多いと。キャンディーをなぜ渡すかというのは、皆さん、御存じの人いると思いますけれども、口の中に入れてすぐ溶けないと。そうすると、思いがいつまでも続くという意味を込めてキャンディーを渡すなんていう話もございます。

さて、そういったことはこの後にしまして、本日は令和7年3月那須塩原市市議会審議でございますが、審議に関しては甘い考えは持たず、慎重に協議していただけたと思います。

私からの挨拶はこれで終わりにしたいと思います。

では、続きまして、議長から御挨拶をお願いいたします。

○山形議長 皆さん、おはようございます。

私たち任期の最後の定例会議というふうなことで、一般会計がこの間全協で示されました660億、かなり大きな金額を占めているというふうなことで、注目を浴びているところでございます。

また、陳情と請願等そういったもの多く出ており、内容の濃い3月定例会議となっております。

本当に私たち最後でございますので、集中審議して、皆さん忌憚のない御意見で3月定例会議、乗り切っていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

続きまして、市長、お願いいたします。

○渡辺市長 期待いただきまして、ありがとうございます。

今回提案するのは、人事案件3件、条例の制定、改正及び廃止案件など計41件であります。よろし

く御審議いただければと思います。

○鈴木委員長 ありがとうございました。

◇

◎協議事項

○鈴木委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

令和7年3月那須塩原市議会定例会議について。

まずは、①提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件について、執行から説明をお願いします。

総務部長。

○後藤総務部長 改めまして、おはようございます。

それでは、御説明をさせていただきます。

令和7年3月那須塩原市議会定例会に提案を予定しております市長提出案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回提出を予定しております案件は、ただいま市長が申し上げましたとおり41件となりますので、各案件の取扱いについて御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、過日の議員全員協議会において説明を行った案件については、本日の説明を省略させていただきます。

また、付議事件の一覧表をお配りしておりますので、件名の読み上げは省略いたしまして、表の番号と議案番号のみを申し上げます。

初めに、番号1、同意第1号 那須塩原市公平委員会委員の選任についてでございます。

本案は、3名の委員が本年3月31日をもって任期満了となることから、現委員であります阿美豊氏を選任し、退任する2名の委員の後任として、伴内照和氏及び潮田賢治氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の

同意を求めるものでございます。

次に、番号2、同意第2号 那須塩原市教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、現委員のうち1名の委員が本年3月23日をもって任期満了となることから、大澤真弓氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、番号3、同意第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

本案は、現委員のうち1名が本年6月30日をもって任期満了となることから、鈴木幸江氏を再任いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、人事案件3件を提出いたします。

次に、番号4、議案第1号から番号20、議案第17号までの条例の制定、改正及び廃止案件17件を提出いたします。

次に、番号21、議案第18号から番号27、議案第24号までの令和6年度補正予算案件7件を提出いたします。

次に、番号28、議案第25号から番号35、議案第32号までの令和7年度当初予算案8件を提出いたします。

次に、番号36、議案第33号 損害賠償の額の決定及び和解案件1件を提出いたします。

次に、番号37、議案第34号から番号39、議案第36号までの計画の改定案件3件を提出いたします。

最後に、番号40、報告第1号及び番号41、報告第2号の専決処分報告について、損害賠償の額の決定及び和解2件でございます。

これらの2件は、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

まず初めに、報告第1号は、令和6年10月30日、那須塩原市太夫塚6丁目地内において、国道400号バイパスを塩原方面に進行中、信号待ちで停車していた際に、ブレーキが緩み、前方に停車していた相手方車両に追突し、リアウインドー等を損傷させたものでございます。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金62万4,723円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第2号は、令和6年6月28日、那須塩原市石林地内において、相手側車両が市道石林中通り線を南西方向に進行中、荒天により市道を防ぐ状態で倒れた木に相手方車両が衝突し、車両は損傷したものでございます。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金39万7,950円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。なお、今回の示談は、車両損傷に係る物損分に限る示談となります。人身傷害分については、治療費等の算出に時間を要するため、引き続き協議をしてまいります。

以上、41件の案件につきまして、市議会定例会への提出を予定しております。よろしくお願い申し上げます。市長提出案件の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 質疑がないようですので、即決案件はございますか。

〔「委員長」と言う人あり〕

○鈴木委員長 総務部長。

○後藤総務部長 よろしく申し上げます。

即決案件についてよろしく申し上げます。

付議事件一覧表を御覧いただきたいと思います。

即決をお願いしたい案件につきましては、グレーに網かけをしている案件12件でございます。

初めに、番号1、同意第1号から番号3、同意3号までの3件は人事案件ですので、即決としてお願いいたします。

次に、番号10、議案第7号及び番号11、議案第8号の2件は、3月に支給する給与に関する条例改正案件ですので、即決としてお願いをいたします。

最後に、番号21、議案第18号から番号27、議案第24号までの令和6年度補正予算案件7件につきましては、年度末を控えた各事業費の過不足調整などに係るものでございまして、いずれも予算執行の期間を確保したいことから、即決でお願いしたいというふうに考えてございます。

以上12件の案件につきまして、即決案件としていただきたく、お願いを申し上げます。

○鈴木委員長 ただいまの即決案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明のありました番号1から3のとおり第1から第3号までの人事案件3件、番号10と11の議案第7号と議案第8号の条例の一部改正案件2件、番号21から27の議案第18号から議案第24号までの補正予算案件7件の計12件は即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、ただいまの即決案件12件の報告案件2件を除く27件の議案につきましては、各常任委員会

へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件はございますか。

〔「委員長」と言う人あり〕

○鈴木委員長 総務部長。

○後藤総務部長 お願いいたします。

追加案件としましては、初日追加予定の1件とその他会期中の追加予定が最大5件の合計6件を予定してございます。

まず初めに、初日追加予定として、番号42、条例の改正案件1件でございます。

本案は、過日の議員全員協議会で御説明申し上げました人事院勧告に伴う職員の休暇等に係る条例改正でございます。

本来当初に議案上程すべきところですが、県の動向を注視し、県の条例改正を待ってからの上程を想定していることから、議会初日に追加議案として上程したいというふうに考えてございます。

なお、過日の全協で説明した後、関連して、職員の育児休業等に関する条例の改正も必要となったことから、那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正案件として上程をしたいというふうに考えてございます。

次に、会期中の追加案件としまして、番号43、令和6年度補正予算案件1件でございます。

本案は、防火水槽備事業、黒磯文化会館修繕事業及び新幹線側道西3号線拡幅整備事業において、工期延長や契約額の変更などに伴う必要経費について予算措置を行うものでございます。

現在変更に向けた協議中であるため、それぞれの協議が調い次第、追加議案として提出したいと考えてございます。

次に、番号44、令和7年度補正予算案件1件でございます。

本案は、当初予算編成作業後に発生した事由により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金推奨事業をメインとしてキャッシュレス決済ポイント還元事業などに早急に取り組むほか、学校における校務支援システムの更新に当たり、国庫補助制度が創設されたことを受け、補助要件に合致させるため、当初2か年計画だったものを令和7年度の単年度に置き換えるための予算補正を行うものでございます。

令和7年度当初予算が可決された暁には、3月定例会議の最終日に提出し、即決議案として御対応いただきたいというふうに考えてございます。

次に、番号45、契約の変更案件1件でございます。

本案は、那須塩原地区新幹線車両基地整備に伴い実施する新幹線側道西3号線の付け替え整備において、J R東日本に対し道路拡幅に要する費用の一部を負担するもので、落札価格の発生や当初計画との差異が生じることから契約内容を変更するものでございます。

現在J R東日本との協議中でありますけれども、契約変更額が議決要件を超える見込みであるため、協議が調いましたら、議案として提出したいと考えてございます。

次に、番号46、専決処分 の報告について、契約の変更でございます。

本報告は、令和6年6月の那須塩原市議会定例会において議決をいただいた旧黒磯清掃センター煙突解体撤去工事において、工期及び契約金額に変更を要する状況となったもので、変更の額が当初契約額の5%以内となることから、協議が調い次第、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により変更契約を締結したいと考えてござ

ざいます。

つきましては、変更契約後、締結した暁には、同法第180条第2項の規定に基づき、議会へ報告したいと考えてございます。

最後に、番号47、専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

専決処分の報告について、本定例会議中に1件の示談の見込みがございますので、市の業務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして、示談が調った場合には追加議案として提出したいと考えてございます。

以上の件が会期中に追加をさせていただきたい案件でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

ただいまの追加案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 では、質疑がないようですので、追加案件の取扱いについてお諮りいたします。

初日追加の番号42、那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてどのように取り扱うべきか御意見を伺います。

小島委員。

○小島委員 初日ということなんで、委員会付託でお願いしてはどうかと思います。

○鈴木委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 ないようですので、ただいま御説明がありました番号42、那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 では、異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、番号43、令和6年度一般会計補正予算（第10号）及び番号44、令和7年度一般会計補正予算（第1号）並びに番号45、契約の変更については、先例に基づき、委員会付託を省略し即決の扱いとなります。

ほかに皆様から御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 ほかに意見がないようなので、ただいま説明のありました番号43から番号45までの3件の案件が提出された場合は、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、番号46と47の専決処分の報告案件2件については、先例のとおり、協議が調い次第、報告を受けることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されるものはございますか。

〔「委員長」と言う人あり〕

○鈴木委員長 課長。

○岩波議事課長 議会から3件の提出を予定しております。

まず、選挙第1号 那須塩原市選挙管理委員及び同補充委員の選挙についてです。

さきの全協でも御説明がありましたが、地方自治法第182条に基づき、議会で選挙管理委員4人と同じく補充委員4人を選挙するものです。

次に、発議第1号 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に

ついてです。

こちらもしきの全協で事務局から説明がありましたが、人事院勧告に基づき、栃木県から準則が届いたため、期末手当の引上げを行うものです。

内容は、令和6年12月支給分の期末手当に0.05か月分を差額支給するものです。12月支給分の支給割合を1.70月から1.75月に変更し、令和7年度の6月と12月の支給分の割合を1.725月に変更するものです。

次に、発議第2号 那須塩原市議会議員定数条例の一部改正についてです。

令和7年4月27日執行の市議会議員選挙から議員定数を26人から24人に改めるものです。

以上、3つの案件につきまして、本会議初日に提案予定となっております。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

ただいまの議会提出案件の説明に対し質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

ただいま事務局から説明がありました3件については、初日に上程し、先例のとおり、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出の追加案件はございますか。

〔「委員長」と言う人あり〕

○鈴木委員長 課長。

○岩波議事課長 追加案件としまして、条例の一部改正案件4件を予定しております。

まず、発議第3号 那須塩原市議会委員会条例

の一部改正についてです。

議会初日におきまして、議員定数条例の一部改正が可決された場合に、総務企画常任委員会と福祉教育常任委員会の定数を9人から8人とし、予算常任委員会の定数を26人から24人に改めるものです。

次に、発議第4号 那須塩原市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正についてです。

こちらは上位法の改正に伴い、条ずれ等を改めるものです。

次に、発議第5号 那須塩原市議会議員政治倫理条例の一部改正についてと発議第6号 那須塩原市議会基本条例の一部改正についてです。

内容につきましては、議会の例規の発令形式につきまして、一部を除き規則を規程に改める必要が生じたことから、条例中の「規則」という文言を「規程」に改めるものです。内容に変更はございません。

なお、規則そのものを規程に改める手続につきましては、この後の議会関係の中で御説明をさせていただきます。

最後に、この後の請願陳情等の取扱いにおきまして説明がございましたが、3月定例会議に合わせて、請願陳情それぞれ1点の提出がございました。取扱いにより審査となった場合、審査結果によりましては、意見書の提出等が予定されております。

説明は以上です。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ただいまの議案提出案件の説明に対し質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

ただいま事務局から説明がありました案件については、最終日に追加上程し、先例のとおり即決

扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議案に対する質疑、討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり一問一答方式により行い、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり1議題につき1人10分以内、賛成、反対各5人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③会派代表質問についてお諮りいたします。

今回4会派から通告がございます。

質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め1会派70分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、市政一般質問についてお諮りいたします。

今回10名の通告者がございます。質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め1人60分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑤請願・陳情の取扱いについてを議題といたします。

請願第1号の内容について、事務局から説明をお願いします。

〔「委員長」と言う人あり〕

○鈴木委員長 長岡係長。

○長岡議事調査係長 それでは、配信いたしました請願・陳情等文書表、まず、上の段ですけれども、請願のほうを見ていただければと思います。

こちら、件名ですけれども、健康長寿センター長寿の湯の継続に関する請願でございます。

内容ですけれども、長寿の湯の休業期間を短くするため、民間活用における担い手発掘を早急に進め、早期に再開するよう市長への要望の提出を求めるものでございます。

請願者につきましては、西那須野自治会長連絡協議会会長、橋本秀晴氏でございます。また、請願ですので、紹介議員といたしまして、小島議員、森本議員、金子議員、齊藤議員の4名が紹介議員となっております。

説明としては以上でとなります。

○鈴木委員長 ただいまの説明に対し質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

請願については、先例において委員会に付託し審議するとあります。請願第1号については、どの委員会に付託すべきか御意見を伺います。

小島委員。

○小島委員 慣例どおり福祉教育常任委員会がいいと思います。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 ほかに意見がないようですので、請願第1号については、福祉教育委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 よろしいですね。

異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、陳情第1号の内容について、事務局から説明をお願いします。

〔「委員長」と言う人あり〕

○鈴木委員長 長岡係長。

○長岡議事調査係長 それでは、下の段になります。

陳情1号について御覧いただければと思います。

件名ですけれども、日本政府に核兵器禁止条約に参加・署名・批准を求める意見書を提出することを求める陳情になります。

陳情の趣旨ですけれども、日本政府に核兵器禁止条約に参加・署名・批准するよう国への意見書の提出を求める内容となっております。

陳情者ですけれども、那須塩原市原水爆禁止協議会代表、我妻美津雄氏でございます。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 ただいまの説明に対し質疑はございますか。

〔「委員長、すみません」と言う人あり〕

○鈴木委員長 長岡係長。

○長岡議事調査係長 あわせてこちらの県内の状況について御説明させていただければと思います。

県内のほうですけれども、さくら市議会、那須烏山市議会に大田原市議会、矢板市議会、そして佐野市に議会おきまして、委員会付託、そして議会での採決まで行われているという状況になります。

また、これはあくまでこの原水爆協議会のほうで全国で署名を取っているみたいですが、

2025年1月23日現在ということで697自治体、約40%の議会において採択をされているというような現状があるということでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 分かりました。

質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

陳情第1号について、どのように取り扱うか、御意見を伺います。

すみません、当委員会は付託なんです、どちらの委員会に。

小島委員。

○小島委員 慣例であれば、総務企画常任委員会だと思いますが。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

その他、皆さん御意見はございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 ほかに意見がないようですので、陳情第1号については総務企画常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 では、異議のないものと認め、そのように取り扱います。

では次に、会議日程についてを議題といたします。

別紙に日程（案）がありますので、事務局から説明を願います。

〔「委員長」と言う人あり〕

○鈴木委員長 課長。

○岩波議事課長 会議日程の案につきまして御説明

いたします。

資料の令和7年3月那須塩原市議会定例会議
議日程（案）を御覧ください。

期間は2月21日金曜日から3月17日金曜日ま
での25日間を予定しております。

表の内容になります。

委員会を除いて日にち順に御説明いたします。

初日、2月21日は再開、日程報告、選挙、議
案の提案説明、即決議案の採決を予定しております。

次に、25日は午前9時25分に開会し、会派代
表質問を4会派行う予定としております。また、同
日午後5時を質疑通告書の締切りとしております。

次に、26日、27日は市政一般質問を各日4人
行う予定としております。

次に、28日は、市政一般質問を2人行い、また
議案質疑と議案請願陳情の関係委員会付託を行う
予定としております。

次に、3月5日から7日まで及び10日は、各常
任委員会による付託議案等審議の予定としており
ます。

また、10日午後5時を討論通告書の締切りとし
ております。

次に、14日は議員全員協議会を午前10時から、
予算常任委員会全体会を午後1時30分から行う予
定としております。

最後に、17日は各委員長報告、質疑、討論、採
決、散会を予定としております。

説明は以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

改めて申し上げます。

議会日程については、別紙（案）のとおり、2
月21日金曜日から3月17日月曜日までの25日間と
し、会派代表質問4会派については2月25日の9
時25分から、市政一般質問10人については、2月

26日から27日の2日間に4人ずつとし、28日に2
人とし、議案質疑は28日金曜日に行いたいと思ひ
ますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 異議のないものと認め、そのよう
に取り扱います。

また、質疑通告書の提出期限については、2月
25日火曜日の午後5時、討論通告の提出期限につ
いては、3月10日金曜日の午後5時とすることで
異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 異議のないものと認め、そのよう
に取り扱います。

なお、3月14日金曜日、午前10時から議員全
員協議会を、午後1時30分から予算常任委員会全
体の開催を予定しておりますので、お含みいただ
きたいと思ひます。

以上で、(1)の協議事項は全て終了しました。

次第にはございませんが、今定例会議において、
その他として、執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○鈴木委員長 ありがとうございます。

委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 ないですね。

それでは、この後議会側の案件に入りますので、
執行部におかれましてはここで退席をお願いいた
します。

お疲れさまでした。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○鈴木委員長 では、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、(2)3月定例会議の対応についてに入ります。

資料がありますので、事務局から説明をお願いします。

〔「委員長」と言う人あり〕

○鈴木委員長 石田主査。

○石田主査 それでは、3月定例会の対応について説明いたします。

特出すべき事項なので説明させていただきたいと思います。

初めに、2の質疑の通告制の採用についてであります。

こちら、今定例会議におきましては、当初予算及び計画案件が対象となります。

次に、6の委員会の場所についてです。

日程なんですけど、3月5日水曜日から3月7日金曜日になります。各常任委員会の開催場所といたしましては、こちら資料のとおりになります。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、ただいまの説明のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、次第(3)那須塩原市議会の個人情報の保護に関する条例施行規則についてから次第(6)那須塩原市議会情報公開条例施行規則についてに入ります。

事務局から説明をお願いします。

〔「委員長」と言う人あり〕

○鈴木委員長 石田主査。

○石田主査 それでは、(3)那須塩原市議会の個人情報の保護に関する条例施行規則から(6)那須塩原市議会情報公開条例施行規則まで一括して御説明いたします。

これらは、過日の議会運営委員会において、一部の規則を規程として制定し直す旨を御説明したものです。基本的には全て現行の規則を廃止し、規程として再制定するものであり、内容に変更はございません。

ただし、那須塩原市議会個人情報の保護に関する条例施行規則、こちらにつきましては、全国市議会議長会から公布された準則に基づきまして、必要な整備を併せて行っております。

詳細につきましては、添付資料を御確認いただければと存じます。

今後のスケジュールといたしまして、3月14日の議員全員協議会、こちらにおいて了承を得た後、公布の運びとなります。

説明は以上であります。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

ただいまの説明に対して、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 なければ、ただいまのとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 異議がないようですので、それでは、そのように取り扱います。

次に、次第(7)その他に入ります。

何かその他ございますか。

副議長。

○眞壁副議長 3月定例会議の進め方につきまして、議長と協議をいたしまして、2月12日の会派代表者会議で了承を得ましたので、ここで報告するも

のでございます。

3月定例会議については、私が議長に代わり進行を行いたいと思っております。スムーズな議事進行を最優先に考えたやむを得ない対応だと思っております。

また、これはお願いになりますが、最後の定例会議ということになりますので、議会議員として職責を全うしていただき、議案の審議をしっかりと取り組んでいただきたいと、このように思っております。

また、不信任動議や辞職勧告決議などはないことを、私としては望んでおります。

以上でございます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

取りあえずここで何か質疑等ございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 ないですね。

では、その他ございますか。

〔「委員長」と言う人あり〕

○鈴木委員長 議長。

○山形議長 先ほどの大変ありがとうございました。

過日の2月3日の議員全員協議会の中で三本木議員から御意見、御提案がありました。信頼回復委員会設置、そしてまた議員報酬カット、そして政務活動費の廃止、会派の見直しというふうなことで御意見をいただきました。

その後、副議長とその都度協議するというような発言をいたし、その後、副議長と協議いたしました。

さきの2月12日の会派代表者会議の中でも了承を得た結果でございますが、信頼回復委員会の設置というものに関しましては、私たちも任期も少ないというふうなことで、取り組むにはちょっと難しいという判断、そして、議員報酬のカット、また政務活動費の廃止、会派の見直しというふう

なことは時間もないというふうなことで、改選後に検討することで、会派代表者会議のほうで合意を得ましたので、御報告させていただきます。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

今、議長のほうから説明をいただいたわけですが、委員の皆様から何か質疑等ございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 ないですね。

分かりました。

それでは、その他何かございますか。

〔「委員長」と言う人あり〕

○鈴木委員長 長岡係長。

○長岡議事調査係長 それでは、こちらの議会運営委員会なんですけれども、協議事項、この後の会議の開催ということなんですけれども、今のところ協議事項ございませんので、開催の予定ございません。

例えば追加議案が発生したとか、そういった場合には、また改めて議運のほうの開催はあるかもしれないんですけれども、その際にはまた御連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この件については、取りあえず以上といたします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、委員のほうから何かございますか。

〔「委員長」と言う人あり〕

○森本委員 実は、一般質問や会派代表質問のときの執行部の答弁の仕方についてなんですけれども、多分私とか小島委員は大きく影響してくるのかなと思うんですけれども、執行部の答弁のときに必ず「1、何々という質問についてお答えいたします」と言って、質問を1回オウム返しするんです

よ、執行部が。あの時間がちょっともったいないなという気がしていて、(1)についてお答えいたします、①にお答えしますで十分通じるんだろうなと思うんですけども、必ずオウム返しをする時間というのはどうしてももったいなくて、質問して、時間なくなってきた、うちら焦って早口になるという部分を少しでも解消するために、執行部に対してオウム返しは結構ですということを何かお願いできないかなというふうには思っているんですけども、皆さん御意見いかがでしょうか。

○鈴木委員長 皆さんの質疑等、意見等をお伺いします。

ございますか。

賛成という単純な意見……

○森本委員 次の質問では間に合わないと思うんですけども、次期に対して、これからちょっと検討していったらどうかと思うんですけども、いかがでしょうかという感じなんですけれども。

〔「いいんじゃないですか」と言う人あり〕

○鈴木委員長 手を挙げて答えてください。

小島委員。

○小島委員 今、森本委員が言ったように、すごく感じるんですけども、ただ議会の中で丁寧な答弁をしていると向こうはつもりなんだよね。そこら辺が、その丁寧さをどこまで外していいかというところが難しいところだと思うんですけども、ただ、一応時間を、今非常に1時間という短くなっている中で、あの中では的確な答弁であってほしいということの言い方だったら、私は言ったほうがいいような感じします。

〔「答弁のほうで」と言う人あり〕

○小島委員 答弁であまり丁寧に繰り返す必要はないと思います。ただこれも議長が文書作って言うかどうかというところには難しいところあ

りますけれども、そこら辺はちょっと、そういう伝え方をどうするかというところはちょっと検討あります。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

私から改めまして、執行部から丁寧な答弁という意味ではあってもいいんじゃないかという意見だったかと思います。よろしいですか、それで。

○小島委員 うん。

○鈴木委員長 よろしいですね、それで。

その他、御意見ございますか。

中村委員、何かございますか。

中村委員。

○中村委員 森本副委員長の意見、これから議論していくということには賛成いたします。

○鈴木委員長 そういうことですね。

今、具体的に小島委員は賛成の意見で、中村委員はそういうことも含めてこれからこの件について今日決めるのではなくて、どこかで議論していくことがよいのではないかというような御意見だと思います。

そのほか、御意見ございますか。

〔「いいですか」と言う人あり〕

○鈴木委員長 森本委員。

○森本委員 今、中村委員から議論するのはいいとおっしゃってくださったんで、多分うちら何人残ってきて、議運に残るかというの分からないんで、議運の申し送り事項として、もし皆さんが承諾いただければ、これを一応入れておいて、次の議会始まるときに、前回議運ではそのことに対しても議論があったんで、ぜひ次の議運でも議論してくださいというふうに入れていただくというのでいかがでしょうか。

そのように思っているんですけども、いかがでしょうかね。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

森本副委員長のほうから申し送り事項として、それから中村委員の話にも関連して、どうかということなんですけれども、先ほどの議長の発言にもありましたけれども、今、これから審議することあると思うんですけれども、時間がないということなんで、今のをまとめまして、議会運営委員会として申し送り事項として残しておくということで、皆さんいかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 じゃ、よろしいということだと思いますので、そのままになります。ありがとうございます。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 では、ないようですので、最後もう一度事務局から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木委員長 了解しました。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○鈴木委員長 それでは、以上で、ないようですので、議会運営委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時45分